

(書式例)

平成30年度 (児童福祉法に基づく障害児通所支援事業) 会計収支計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人 旭川TAGスポーツクラブ

科 目	金 額 (単位:円)	
(資金収支の部)		
I 経常収支の部		
1 会費・入会金収入		
入会金収入	0	
会費収入	999,733	999,733
2 事業収入		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	20,100,145	20,100,145
3 寄付金等収入	0	
4 補助金等収入	0	
経常収支合計 (A)		21,099,878
II 経常支出の部		
1 事業費		
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業費	17,862,166	17,862,166
2 管理費		
消耗品費	235,607	235,607
3		
経常支出合計 (B)		18,097,773
経常収支差額 (C)=(A)-(B)		3,002,105
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入		
2 借入金収入		
3 雑収入	78,717	78,717
その他資金収入合計 (D)		78,717
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出		
車両取得		
2 補助金返済	444,364	444,364
その他資金支出合計(E)		444,364
当期収支差額 (F)=(C)+(D)-(E)		2,636,458
前期繰越収支差額 (G)		△ 2,743,474
次期繰越収支差額 (F)+(G)		△ 107,016

(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額 (F:再掲)	2,636,458		
2 負債減少額			
増加額合計(H)		2,636,458	2,636,458
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額 (F:再掲) (マイナスの場合)		0	
2 負債増加額			
固定負債増額		0	
減少額合計 (I)			0
当期正味財産増加額 (減少額) (H)-(I)=(J)			2,636,458
前期繰越正味財産額 (K)			△ 2,743,474
当期正味財産合計 (J)+(K)			△ 107,016

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 ( ① ) の部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 その他の事業から収益が生じた場合は、その他の事業会計収支計算書及び特定非営利活動に係る事業会計収支計算書について、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業会計への繰入が明らかになるような科目を追加する。
- 5 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注…当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。
- 6 特に、支出規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。この点については、「北海道におけるNPO法の運用方針」(67頁)を参照のこと。
- 7 「正味財産増減の部」は、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額(減少額)」が(固定資産の取得、借入金の増加等で)一致しない場合に、両者の差異を説明するために記載する。
- 8 「前期繰越収支差額」は、前々事業年度末の「次期繰越収支差額」と一致する。
- 9 「前期繰越正味財産額」は、前々事業年度末の「当期正味財産合計」と一致する。